

審査請求に関する手続の比較

	手続名	新条例でも定める	個人情報保護条例	情報公開・個人情報保護審査会設置法	行政不服審査法
1	インカメラ審査	○	第 54 条第 1 項、第 2 項	第 9 条第 1 項、第 2 項	
2	諮問庁への整理・分類された資料の提出要求	○	第 54 条第 3 項	第 9 条第 3 項	
3	主張書面（意見書）、資料の提出要求		第 54 条第 4 項	第 9 条第 4 項	第 74 条
4	意見の陳述要求、鑑定その他必要な調査の実施		第 54 条第 4 項	第 9 条第 4 項	第 74 条
5	口頭意見陳述の申し出		第 55 条第 1 項、第 2 項	第 10 条第 1 項、第 2 項	第 75 条第 1 項、第 2 項
6	審査関係人による主張書面、資料の提出		第 56 条	第 11 条	第 76 条
7	委員による <u>個人情報</u> の閲覧	○	第 57 条（前段）	第 12 条（前段）	
8	委員による <u>調査</u>		第 57 条（後段）	第 12 条（後段）	第 77 条
9	審査関係人への提出資料の写しの送付	○	第 58 条第 1 項	第 13 条第 1 項	
10	審査関係人への提出資料の閲覧		第 58 条第 2 項	第 13 条第 2 項	第 78 条第 1 項
11	提出資料の送付時における資料提出者への意見照会	○	第 58 条第 3 項	第 13 条第 3 項	
12	提出資料の閲覧時における資料提出者への意見照会		第 58 条第 3 項	第 13 条第 3 項	第 78 条第 2 項
13	審査関係人に提出資料を閲覧の日時等の指定		第 58 条第 4 項	第 13 条第 4 項	第 78 条第 3 項
14	調査審議手続の非公開	○	第 59 条	第 14 条	
15	審査会の処分に対する審査請求の制限			第 15 条	第 7 条第 1 項第 12 号
16	審査請求人等への答申書の送付	○	第 60 条	第 16 条	第 79 条
17	答申の尊重義務	○	第 61 条		

※16 「審査請求人への答申書の送付」については、改正法第 129 条（地方公共団体に置く審議会等への諮問）に対する答申と混同しないよう、施行条例においても対象となる答申を限定した規定を置く。